

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金については、実家の両親が加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。働き始めた昭和41年頃以降の国民年金保険料については、自分で納付してきた。遅れて納めたこともあったが、特例納付等を利用して全期間納付したと思っていたのに、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「遅れて納めたこともあったが、特例納付等を利用して全期間納付した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人が第2回特例納付（附則18条）及び過年度納付を行いながら国民年金保険料の未納期間の解消に努めていたことがうかがえる上、申立期間①及び②と同一年度内である昭和49年4月から同年6月までを51年7月10日に、49年10月から同年12月までを51年11月1日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、上記過年度納付の事跡により申立人に対して申立期間①及び②の過年度納付書が発行されていたものと推認されることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が、合計6か月と短期間である当該期間の国民年金保険料のみ、あえて過年度納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録から、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料について、国民年金被保険者名

簿では納付済みとなっているにもかかわらず、特殊台帳及びオンライン記録では未納と記録されていたことから、平成4年1月14日に当該期間を納付済みとするオンライン記録の訂正処理が行われていることが確認できる等、行政側が不適切な記録管理を行っていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和45年6月17日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年3月31日まで
② 昭和45年3月31日から同年6月17日まで

私は、申立期間①においてA社に勤務し、B国に所在した同社のC事務所及びD事務所におけるE業務に従事した。当該期間においては、1日当たり1,600円の海外勤務手当が支給されていたので、報酬月額は10万円以上であった。当該期間においては、標準報酬月額10万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていた。当該期間について実際に支給されていた報酬月額に比較して標準報酬月額の記録が低額であることに納得できないので、調査の上、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、私は、申立期間②においてA社に継続して勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について

業務内容に係る申立人の具体的な供述、申立人が所持する海外駐在員業務日報、申立人のパスポート及び同僚の供述などから判断すると、申立人が当該期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和45年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき

るところ、申立人は同日以後の同年6月17日付けで厚生年金保険被保険者の資格を同年3月31日に遡及して喪失していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人の前後に記載されている被保険者50人について、i) そのうち32人(申立人を除く。)は申立人と同様に昭和45年6月17日付けで同年3月31日に遡及して厚生年金保険被保険者の資格を喪失していること、ii) そのうち5人は当初同年4月及び同年5月に資格喪失した記録が確認できるところ、資格喪失日を同年3月31日に遡及して訂正されていることがそれぞれ確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿により、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私はA社に昭和45年7月頃まで勤務した。それまでの期間において同社には相当数の従業員が勤務していた。」旨供述していることから判断すると、同社は厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和45年3月31日以降も適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該昭和45年6月17日付けで遡及して行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したものととは考え難く、申立人について厚生年金保険被保険者の資格喪失処理を同年3月31日に遡及して行う合理的理由は無く、有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月17日であったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和45年2月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について

A社に係る事業所別被保険者名簿において申立人の当該期間における標準報酬月額は6万4,000円と記録されているところ、申立人は、「当時の私の本給は記録されている標準報酬月額と同じくらいだったが、申立期間①において私は海外勤務しており、海外駐在員には1日当たり1,600円相当の海外勤務手当が本給とは別に支給されていた。この海外勤務手当は旅費規程に基づき支給される経費ではなく報酬であり、これを本給に加えると報酬月額は10万円以上になるので、事業所は標準報酬月額10万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」旨主張しており、申立人が所持する海外駐在員業務日報の記載内容及び前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の複数の同僚の供述などから判断すると、海外駐在員には1日当たり1,600円相当の海外勤務手当が支給されていたことが認められる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち申立人と同様に海外駐在員だったとする複数の

同僚は、「海外勤務手当は報酬ではなかった。当該手当は標準報酬月額
の算定の基礎となる報酬月額には含まれていなかった。」、「海外勤務手
当の取扱いは記憶していないが、自分の標準報酬月額の記録に間違いは無
い。」旨をそれぞれ供述している上、海外駐在員だったとする当該複数の
同僚に係る標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同水準であることが
当該被保険者名簿において確認できることなどから判断すると、同社は当
該海外勤務手当を標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額に算入してい
なかった状況がうかがえる。

また、A社は既に廃業しており、元事業主に照会しても回答が得られな
いことから、申立人の報酬月額及び保険料の控除額について確認できる関
連資料は無く元事業主から供述を得ることもできない。

さらに、申立人の標準報酬月額について、A社に係る前述の被保険者名
簿の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が
行われたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立期間①について申立人の主張する標準報酬月額に基づく
保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成20年6月30日の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間の標準賞与額に係る記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成20年度賃金台帳及び申立人が所持する申立期間に係る賞与が振り込まれた銀行の預金通帳の記録から、申立人は、平成20年6月30日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成20年6月30日の標準賞与額に係る記録を6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間の標準賞与額に係る記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

事業所が保管する申立人に係る平成20年度賃金台帳及び申立人が所持する申立期間に係る賞与支給明細書の記録から、申立人は、平成20年6月30日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月26日に、事業主が申立期間当時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年6月1日まで

私は、私の元夫が経営していたA社に取締役として勤務していたが、平成7年2月から8年5月までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低く記録されていることが判明した。申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたことが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月28日より後の同年3月11日付けで、遡及して11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者のうち、15人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に平成9年3月11日付けで、標準報酬月額を遡及して減額訂正されている記録が確認できる。

ところで、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間の一部の期間において取締役であったことが確認できる上、申立人は年金記録に係る確認申立てにおいて、「私は、A社の役員として、労務管理、経営等の事務を行っていた。」と供述していることから、当該遡及訂正処理について申立人の関与があったと認められるかどうかを検討する。

この点について、i) A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は平成7年3月3日付けで同社の取締役を辞任していることが確認できること、ii) 申立人に係る戸籍謄本及び戸籍の附票から、申立人は8年3月*日付けでB市

へ転居した後、同社の事業主であった申立人の元夫と同年6月*日に離婚したことが確認できること、iii) オンライン記録から申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は8年7月1日であることなどから判断すると、申立人は、当該遡及訂正処理について関与していなかったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月18日から3年1月1日まで
② 平成3年10月1日から10年10月1日まで

申立期間①について、私は、A県B市に所在したC社の営業所でDとしての業務に従事した。当該期間において毎月支給されていた給与額は45万円であった。申立期間②について、私は、平成3年1月にE県F市に所在した同社G事業所に異動した後、同年の秋頃にHとしての業務に従事することとなったため、同年10月からは毎月58万円の給与額が支給されていた。

両申立期間について、ねんきん定期便を確認したところ、実際に支給されていた給与額に比べて厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることに納得できないので、調査の上、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

2 申立期間①について

オンライン記録から、当該期間においてC社に係る厚生年金保険の被保険

者記録が確認でき、当時A県B市に所在したC社I営業所（適用事業所名はC社）で勤務していたとする同僚は、「申立人はDをしていた。申立期間①当時、C社I営業所で勤務していたDの給与支給総額は40万円位あったと思う。」と供述している。

しかしながら、C社は、「申立期間に係る賃金台帳等の保存期間を過ぎていたため資料は保管していない。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から申立期間①に係るC社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する平成3年度市民税県民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除欄の記載内容から判断すると、平成2年1月から同年12月までの厚生年金保険料控除額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額とおおむね一致することが推認できる上、申立人と同職種であった複数の同僚は、「当時の給与額と標準報酬月額はおおむね一致している。」と供述している。

さらに、i) C社が保管する申立人の平成2年10月に係る厚生年金基金加入員標準給与決定通知書に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) 企業年金連合会から提供された申立人の中脱記録照会（回答）に記載された2年4月1日（C社の基金加入日）から3年1月1日までの期間に係る報酬給与の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、iii) 申立人の雇用保険被保険者台帳全記録照会の記録から、申立人の雇用保険被保険者の資格取得時（平成元年1月18日）の賃金月額は15万3,000円と記録されており、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額（15万円）に相当する賃金月額となっていることなどが確認できる。

3 申立期間②について

申立人に係る戸籍の附票及び申立人と同職種の同僚の供述などから判断すると、申立人は当該期間においてC社G事業所におけるHとして勤務していたことがうかがえるところ、当該同僚は、「一般的に、当時、C社においてHとして勤務していれば、給与支給総額は60万円近くあったと思う。」旨供述している。

しかしながら、オンライン記録から、当該期間においてC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社G事業所で勤務していたとする別の同僚は、「C社においてHには、給与とは別に出張旅費が支払われていた。出張旅費は給与ではなかった。」旨供述しているところ、出張旅費の取扱いについて、同社は、「出張旅費は給与支給日と同じ日に支払うが、あくまでも給与ではなく出張旅費として支払っている。標準報酬月額に係る届出の際には、出張旅費は除外して届出をしている。」と回答している。

また、前述のとおり、C社は、当時の関係資料を保管していない旨回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、前述の申立人と同職種の同僚が所持する申立期間②の一部に係る給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることが確認できる。

加えて、C社が保管する申立人に係る平成3年10月及び4年8月に係る厚生年金基金加入員標準給与決定通知書、5年10月及び10年10月に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、及び企業年金連合会から提供された申立人に係る中脱記録照会（回答）に記載された報酬給与の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

4 オンライン記録から、申立人の前後に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額のみが、同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 9 月 5 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に A 社 B 出張所に入社し、46 年 3 月まで継続して勤務したが、当該期間においては同社 C 営業所（現在は、A 社 C 支店）に係る厚生年金保険被保険者の資格を昭和 41 年 9 月 5 日付けで取得した記録となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において、A 社 B 出張所に勤務していたのは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録（事業所名称は不明であるが、A 社 B 出張所のものと推認できる。）などから判断すると、申立人は申立期間において A 社 B 出張所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿において A 社 B 出張所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、A 社 C 営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を昭和 41 年 9 月 5 日付けで取得したことが確認できるところ、同社 C 支店は、当時の資料は保管されていない旨回答していることから、申立人の勤務実態、保険料の控除、及び申立期間における同社 B 出張所の従業員に係る厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料を得ることはできない。

さらに、前述の被保険者名簿により A 社 C 営業所に係る被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、申立人と一緒に A 社 B 出張所に入社し、昭和 38 年 3 月から 42 年 9 月まで継続して勤務した。私の同社における勤務期間と厚生年金

保険の被保険者期間は一致していない。」旨供述しているところ、当該被保険者名簿から、当該同僚についても申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人がA社B出張所に勤務していたと記憶する複数の同僚について、申立期間における雇用保険の被保険者記録（事業所名称は不明であるが、A社B出張所のものと推認できる。）が確認できるところ、当該複数の同僚についても前述の被保険者名簿から申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

その上、前述の被保険者名簿において申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得の記録に遡って訂正されたなど不自然な形跡もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。